

東松島市定住化促進事業費補助金 概要

補助金の目的

少子高齢化の加速や核家族化の進行などに伴う人口減少対策の一環として、東松島市外にお住まいの方の本市への移住定住を促進すること。



市外にお住まいの方が本市へ定住（※永く本市に住むことを前提に、生活の根拠を本市におくこと）するために住宅を取得する場合に補助金を交付する制度です。

定住化促進事業費補助金について

対 象：市税等に滞納のない方で、次のいずれかに該当する方

- ①申請日時時点で東松島市外に居住し、申請日から直近1年以内に東松島市に居住したことがない方で、申請日の属する年度又はその前年度中に契約締結している方
- ②契約締結日時時点で東松島市外に居住し、既に取得した市内の住宅に住所を移した方のうち、契約締結日から直近1年以内に東松島市に居住したことがない方で、申請日の属する年度又はその前年度中に契約締結している方
- ③契約締結日時時点で東松島市内の賃貸住宅に居住し、その賃貸住宅の居住期間が2年以内、かつ、その賃貸住宅に居住する前1年以内に東松島市内に居住したことがない方のうち、契約締結日が平成28年度から令和5年度までの方
- ④東松島市内に過去居住又は勤務（経営）したことのある方で、東松島市内にある実家（三親等内の親族が所有する戸建住宅）にUターンし、その居住期間が2年以内、かつ、Uターンする前1年以内に東松島市内に居住していない方のうち、契約締結日が平成28年度から令和5年度までの方

対象経費：住宅取得に要した費用（建築、設計費等を含む）の一部

補助金額：下記のとおりです。

<u>市内業者</u> を利用した場合 ※本社・支店・営業所等 が市内にある業者又 は個人と住宅の取得 に関する契約を締結	市外 出身者	【新築又は改築】 住宅の取得に要した費用の10%又は100万円の いずれか低い方を限度とします
		【中古住宅】 （空き家バンクの利用を含む） 住宅の取得に要した費用の10%又は50万円のい ずれか低い方を限度とします
	市内 出身者	【新築又は改築、中古住宅】 （空き家バンクの利用を 含む） 住宅の取得に要した費用の10%又は50万円のい ずれか低い方を限度とします
<u>市外業者</u> を利用した場合		【新築又は改築】 住宅の取得に要した費用の10%又は50万円のいずれか低 い方を限度とします
		【中古住宅】 住宅の取得に要した費用の10%又は25万円のいずれか低 い方を限度とします

※業者とは、建設業法の許可・宅地建物取引業法の免許を受けた法人及び個人で物件の建設又は中古物件の売買に係る仲介事業者（例：建設業者、不動産業者）

※住宅の登記が共有名義の場合は、持ち分の割合で費用を算出します

→住宅取得費用（1,000万円）で持ち分が申請者1/2の場合、住宅取得費用は1,000万円×1/2で500万円の扱いとなります。

※店舗併用住宅の場合は、居住部分が延べ床面積の1/2以上であるものに限ります。

注 意 事 項

注意① 東日本大震災時に被災した方のうち、本市からの被災者支援措置（防災集団移転促進事業による土地の取得を含む）を受けている方及び本市の被災者支援措置を受けることが可能な方は補助金交付対象外です。

※被災者支援措置（被災住宅再建支援事業等）との併用は出来ません。なお、同事業については福祉課までお問い合わせください。

注意② **当該年度予算に達した場合は、受付を終了します。**

なお、同年度中に追加で予算が確保された場合は、受付を再開することがありますので、市ホームページにてご確認ください。

定住化促進事業費補助金申請の流れ

<補助対象の住宅に入居する前に申請する場合>

①入居前申請

必要書類

- 交付申請書（様式第1号）
- 住民票（転居前）の写し（コピー可） ※申請者を含む世帯員全員分
- 住宅の位置図、平面図、立面図
- 住宅取得に関する契約書の写し
- 市区町村民税に係る納税証明書（最新年度）（コピー可）
※納期末到来により納税額がない証明書が発行される場合は、前年度の納税証明書
- 補助金振込口座の確認できるものの写し
- 過去1年に本市に住所がないことが確認できるもの（戸籍の附票等、コピー可）
 - 市内業者を利用し、新築又は改築の場合→出生地が確認できるもの
 - 上記以外の場合→申請日から過去1年の住所が確認できるもの
- 建築確認済証の写し

②市より補助金交付決定通知の送付

③入居後実績報告 ※申請後1年以内に入居し、下記を提出してください。

必要書類

- 実績報告兼請求書（様式第6号）
- 住民票（転居後）の写し（コピー可） ※申請者を含む世帯員全員分
- 住宅の登記事項証明書の写し（コピー可）※所有権の取得を確認できるもの
- 住宅の取得に係る領収書の写し ※申請時契約の履行を確認できるもの

※入居前後の申請が必要です。

※交付申請書と実績報告兼請求書で使用する印鑑は同一のものとしてください。

※必要書類が不足している場合は、受理できません。

定住化促進事業費補助金申請の流れ

<補助対象の住宅に入居後に申請する場合>

①入居後申請

必要書類

- 交付申請書兼請求書（様式第1号の2）
- 住民票（転居後）の写し（コピー可） ※申請者を含む世帯員全員分
- 住宅の位置図、平面図、立面図
- 住宅取得に関する契約書の写し
- 市区町村民税に係る納税証明書（最新年度）（コピー可）
※納期末到来により納税額がない証明書が発行される場合は、前年度の納税証明書
- 補助金振込口座の確認できるものの写し
- 契約締結日前1年に本市に住所がないことが確認できるもの（戸籍の附票等、コピー可）
 - 市内業者を利用し、新築又は改築の場合→出生地が確認できるもの
 - 上記以外の場合→申請日から過去1年の住所が確認できるもの
- 住宅の登記事項証明書の写し（コピー可）※所有権の取得を確認できるもの
- 住宅の取得に係る領収書の写し ※申請時契約の履行を確認できるもの
- 検査済証の写し

②市より交付決定通知・補助金額確定通知の送付→指定口座へ振込

担当：東松島市企画部企画政策課 基地政策・地域振興係
TEL：0225-82-1111
